

手話言語法ニュース

2014年8月1日 No.10

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL：03-3268-8847/FAX：03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二

条例グループ：責任者 小中栄一・田門浩・川根紀夫

意見書採択請願運動グループ：責任者 長谷川芳弘・中橋道紀・渡辺正夫

教材作りグループ：責任者 西滝憲彦・大杉豊・原田洋行・石橋大吾

勉強会を開催—埼玉県—

7月22日、埼玉県聴覚障害者協会は埼玉会館小ホール（埼玉県さいたま市）で「手話言語法に関する勉強会」を開催、約400人が参加しました。

埼玉県聴覚障害者協会の岡野敏昭理事が、昨年12月に行われた手話言語法に関するシンポジウムから今日までの埼玉県内の取り組みを報告。意見書運動の状況や地域の学習会の様子を説明し、埼玉県の手話言語条例制定を目指したいと意気込みを語りました。

埼玉県の岡野理事

連盟事務局長の久松が「手話言語法がなぜ必要か？～みんなが明るく、楽しく、幸せに～」というテーマで講演しました。



言語法の必要性を訴える事務局長

勉強会には公明党の奥水恵一衆議院議員をはじめ、多くの県議員、市町村議員の方々が来場、質疑応答も活発に行われ、手話言語法や条例への関心が確実に高まっていることを実感しました。



挨拶する奥水衆議院議員



北海道石狩市 ～手話を学びたい人が続出～

今年度は条例施行により市民の関心が高まり、手話の出前講座の依頼が急増しました。この講座は手話を学ぶだけでなく、聴覚障害者についての理解を深めることが目的であり、いままでは石狩聴力障害者協会の杉本会長が1人で講師をしてきました。しかし依頼の数は今年の約3倍に届く勢いで、とても1人では対応しきれません。

そこで、市と同協会、手話サークルが一緒になり「石狩手話普及委員会」を設立しました。今後は杉本会長以外のろう者や健聴者も講師を務め、講座を開いていきます。杉本会長は「ろう者も講師として活躍することで、自分の世界を広げられる」と期待しています。

条例制定後の動き—

北海道新得町 ～手話をイラストで紹介～

新得町では「広報紙しんとく」3月号より『ひとこと手話講座』と題し、毎月イラストで手話表現を掲載しています。5月21日には、町民大学で初めて手話体験短期講座を開講し、町民や町内事業所の方々が参加しました。講師は十勝聴力障害者協会の職員が務め、指文字による五十音や簡単なあいさつを指導、受講生が手話であいさつを交わしました。翌22日には、「新得手話の会」が主催する初心者手話講習会も始まり、手話普及に向けた取り組みが本格化してきました。

手話言語法ニュース9号一部変更

意見書採択の追加情報1面6行目、『茨城県筑西市』ですが、採択ではなく、継続審査中と訂正の報告がありました。茨城県の意見書採択数を0に修正しましたので、お知らせします。

鳥取県 ～JR窓口に遠隔手話通訳サービス設置～

鳥取県は6月23日よりJR鳥取駅、鳥取バスターミナル等県内6ヶ所にタブレット端末を設置し、誰でも無料で利用できる遠隔手話通訳サービスを始めました。

※【遠隔手話通訳サービス】…ろう者と（手話が分からない）健聴者との間で、手話によるコミュニケーションを行うとき、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて、手話通訳者が画面越しに手話通訳を行い、コミュニケーションをとるための仕組み。

条例が制定されると、企業や町内会などから「手話を学びたい」「ろう者の話を聞きたい」など多くの声がろう協に寄せられ、講師の調整が追いつかないほどです。昨年好評だった「ミニ手話講座」を今夏も各地域で開催します。

三重県松阪市 ～手話普及担当に任命～

松阪市は「広報まつさか」5月号で、手話条例に関する特集ページを設け、表紙から5ページにわたり聴覚障害、手話、ろうの歴史などを紹介しました。今年度から条例制定施行に伴い、聴覚障害者である大西唯斗さんを市役所の職員として採用、「手話普及担当」に任命しました。市役所の職員を対象にした手話講習会では講師を務め、手話の面白さ、魅力を伝えようと懸命に取り組んでいます。

意見書採択の追加情報

【埼玉県】	【宮崎】	西都市	高鍋町	門川町
埼玉県	えびの市	小林市	高原町	綾町
【千葉県】	延岡市	日南市	新富町	【沖縄県】
いすみ市	都城市	木城町	三股町	沖縄県
勝浦市	日向市	川南町	高千穂町	
	串間市	都農町	国富町	



運動のポイント

お盆までが勝負です

9月議会までに採択100%を目指しています。9月議会への請願・陳情締め切りは8月中旬以降が多いようです。お盆まで2週間を切りました。暑い夏にアツい運動を起しましょう！

9月議会へは『陳情』を

請願には紹介議員が必要なので時間がかかります。

『陳情』で進めていきましょう。

◇ 議会事務局の開庁時間、議長名をチェック

◇ 議長宛の陳情書を作成し、議会事務局へ持参

(陳情書の様式は議会HPからダウンロードできます)

『郵送』対応の議会もあり

離島や奥地など、時間的に訪問が難しい議会へは請願や意見書の受付を郵送でも対応しているか確認しましょう。確認ができれば全通研支部と協力しながら議会事務局へ郵送をし、郵送後は、進捗状況をマメに電話で確認しましょう。

～郵送した場合の確認～

①常任委員会に諮ってもらうようお願いの電話

①が通ったら→②本会議にかけてもらうようお願いの電話

②が通ったら→③本会議の採決日を聞き、採決結果を確認

お盆まで約10日。短期決戦でいきましょう！



運動の片手に！～日本聴力障害新聞8月号の紹介～

日本聴力障害新聞8月号では、手話言語法を求める運動を特集しています。今回に限り、希望加盟団体には運動ツールとして無料で送付しています。

ご注文、お問い合わせは下記までお願いします。

【連絡先】全日本ろうあ連盟 京都事務所

TEL : 075-441-6079 / FAX : 075-441-6147

EMAIL : jdn@jfd.or.jp (担当：川本・新谷)



たくさんのご参加お待ちしております 手話言語法フォーラム-in Oita-

～手話を広めよう！学ぼう！守ろう！～

■日時：2014年10月13日(月・祝) 13:00～17:00

■場所：別府ビーコンプラザ・フィルハーモニアホール
大分県別府市山の手町12-1 TEL:0977-26-7111

■定員：1,000名(先着順) ■料金：無料

■内容：私たちが手話言語法の制定を求める理由
～皆様のご理解とご協力をお願いします～

基調講演

古川 康氏 / 佐賀県知事



基調報告

衛藤 晟一氏 / 内閣総理大臣補佐官



シンポジウム

衛藤 晟一氏 / 内閣総理大臣補佐官

石野 富志三郎氏 /

一般財団法人全日本ろうあ連盟理事長

早瀬 久美氏 / 薬剤師

若杉 義光氏 / 全通研九州ブロック運営委員長

鈴木 教平氏 / 大分県聴覚障害者協会理事

手話スピーチ

手話を「獲得する」「守る」



総括

清水 誠一氏 / 衆議院議員

障害者権利条約推進議員連盟事務局長

■参加希望・問合せ先：社福)大分県聴覚障害者協会

TEL : 097-551-2152 / FAX:097-556-0556

EMAIL: info@toyonokuni.jp

HP→<http://toyonokuni.jp/>

(参加申込書はHPからダウンロードできます)

9/30まで参加チーム受付中！

全国高校生 第1回

手話パフォーマンス甲子園

●日時：2014年11月23日(日・祝) 10:30～16:00

●場所：鳥取県立生涯学習センター・県民ふれあい会館
鳥取県鳥取市扇町21 TEL:0857-21-2266

●内容：全国初の手話言語条例ができた鳥取の地で、全国の高校生が手話によるパフォーマンス(ダンス、歌、寸劇、漫才etc)のコンテスト。

……参加チーム募集中！詳しくは下記まで……

●手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局
(鳥取県 福祉保健部 障がい福祉課内)

TEL : 0857-26-7682 / FAX : 0857-26-8136

EMAIL: s-koushien@pref.tottori.jp

HP→<http://www.pref.tottori.lg.jp/koushien/>

====同時開催====

鳥取県手話言語条例制定1周年記念シンポジウム

●日時：2014年11月22日(土) 13:00～16:00

●場所：鳥取県立生涯学習センター・県民ふれあい会館

●内容：基調講演、パネルディスカッション等

朗報です

全国都道府県議会議長会の『第148回定例総会』議決事項に、以下の内容が入りました！

4 障害者施策の推進について

(3) 手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた「手話言語法(仮称)」を制定すること。

全国都道府県議会議長会HPはこちら↓

<http://www.gichokai.gr.jp/index.html>